

[別紙]

様式1

事業報告書

(自 令和5年9月1日 至 令和6年8月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 紗彰会
- ①  財団     社団 (  出資持分なし     出資持分あり )
- ②  社会医療法人     特別医療法人     特定医療法人
- 出資額限度法人     その他
- ③  基金制度採用     基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 鹿児島県鹿児島市西千石町16-12 ボナンザ西千石2F
- (3) 設立認可年月日 平成10年 8月26日
- (4) 設立登記年月日 平成10年 9月 8日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

| 種類  | 施設の名称             | 施設の医療機関コード<br>又は介護事業所番号 | 開設場所                           | 許可病床数 |
|-----|-------------------|-------------------------|--------------------------------|-------|
| 診療所 | 整形外科たきした<br>クリニック | 4610125967              | 鹿児島県鹿児島市西千石町16-12<br>ボナンザ西千石2F | なし    |

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)  
該当事項無し
- (3) 収益業務 (社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)  
該当事項無し
- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項  
令和5年10月23日 令和4年度決算の決定
- (5) その他  
該当事項無し

様式 2

法人名 医療法人 紗彰会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島市西千石町16-12 ボナンザ西千石 2 F

財 産 目 録

(令和6年8月31日現在)

|            |           |
|------------|-----------|
| 1. 資 産 額   | 15,837 千円 |
| 2. 負 債 額   | 13,490 千円 |
| 3. 純 資 産 額 | 2,347 千円  |

(内 訳)

(単位：千円)

| 区 分             | 金 額    |
|-----------------|--------|
| A 流 動 資 産       | 10,843 |
| B 固 定 資 産       | 4,994  |
| C 資 産 合 計 (A+B) | 15,837 |
| D 負 債 合 計       | 13,490 |
| E 純 資 産 (C-D)   | 2,347  |

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3-4

法人名 医療法人 紗彰会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島市西千石町16-12 ボナンザ西千石 2 F

貸 借 対 照 表

(令和6年8月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部       |        | 負 債 の 部            |         |
|---------------|--------|--------------------|---------|
| 科 目           | 金 額    | 科 目                | 金 額     |
| I 流 動 資 産     | 10,843 | I 流 動 負 債          | 8,104   |
| II 固 定 資 産    | 4,994  | II 固 定 負 債         | 5,386   |
| 1 有 形 固 定 資 産 | 3,761  | 負 債 合 計            | 13,490  |
| 2 無 形 固 定 資 産 |        | 純 資 産 の 部          |         |
| 3 そ の 他 の 資 産 | 1,233  | 科 目                | 金 額     |
|               |        | I 資 本 金            | 8,000   |
|               |        | II 資 本 剰 余 金       |         |
|               |        | III 利 益 剰 余 金      | △ 5,653 |
|               |        | IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等 |         |
|               |        | 純 資 産 合 計          | 2,347   |
| 資 産 合 計       | 15,837 | 負 債 ・ 純 資 産 合 計    | 15,837  |

法人名 医療法人 紗彰会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島市西千石町16-12 ボナンザ西千石 2 F

損 益 計 算 書  
 (自 令和5年9月1日 至 令和6年8月31日)

(単位：千円)

| 科 目        | 金 額    |
|------------|--------|
| I 事業損益     |        |
| A 本来業務事業損益 |        |
| 1 事業収益     | 62,888 |
| 2 事業費用     | 58,619 |
| 本来業務事業利益   | 4,269  |
| B 附帯業務事業損益 |        |
| 1 事業収益     |        |
| 2 事業費用     |        |
| 附帯業務事業利益   |        |
| 事業利益       | 4,269  |
| II 事業外収益   | 823    |
| III 事業外費用  | 203    |
| 経常利益       | 4,889  |
| IV 特別利益    |        |
| V 特別損失     |        |
| 税引前当期純利益   | 4,889  |
| 法人税等       | 71     |
| 当期純利益      | 4,818  |

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。  
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

法人名 医療法人彰彰会

所在地 鹿児島市西千石町16-12 ボナンザ西千石2F

※医療法人整理番号

|  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|

### 関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

| 種類   | 名称 | 所在地 | 総資産額<br>(千円) | 事業の内容 | 関係事業者<br>との関係 | 取引の内容 | 取引金額<br>(千円) | 科目 | 期末残高<br>(千円) |
|------|----|-----|--------------|-------|---------------|-------|--------------|----|--------------|
| 該当なし |    |     |              |       |               |       |              |    |              |

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

| 種類   | 氏名 | 職業 | 関係事業者<br>との関係 | 取引の内容 | 取引金額<br>(千円) | 科目 | 期末残高<br>(千円) |
|------|----|----|---------------|-------|--------------|----|--------------|
| 該当なし |    |    |               |       |              |    |              |

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式5

## 監事監査報告書

医療法人 紗彰会

理事長 瀧下 純夫 殿

私は、医療法人紗彰会の令和5会計年度（令和5年9月1日から令和6年8月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

### 記

### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和6年10月17日

医療法人 紗彰会

監事 小林 千鶴